

豊橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業実施要綱

(目的)

第1条 豊橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業（以下「事業」という。）は、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳以下の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入及び修理費用の一部を助成することにより、言語習得や教育等における健全な発育を支援し、難聴児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊橋市内に住所を有する18歳以下の者（18歳の者にあつては18歳に達した日の属する年度の末日まで）であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30dB以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (3) 補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する者であること。
- (4) 対象児童の属する世帯に、市民税所得割46万円以上の者がいないこと。

2 前項の規定にかかわらず、すでに本要綱または他の公費助成制度による助成を受けた補聴器を購入し、当該助成の決定日から5年を経過していない者については、新たな購入のための助成の対象としない。

(助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となる補聴器は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準について（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号、以下「算定基準」という。）に準ずる。ただし、FM補聴器システムにかかるものは除く。

また、修理はイヤーマールドのみを助成対象とし、本要綱に基づき購入した補聴器にかかるものに限る。

イヤーマールドの修理は、成長に伴うサイズ交換等やむを得ない場合に、購入した年度を除き、1年に1回限り助成する。

(助成額)

第4条 助成額は算定基準と補聴器購入費用のいずれか低い額の3分の2とする。ただし、補聴器1個の場合は36,000円を、補聴器2個（両耳装用）の場合は72,000円をそれぞれの上限額とする（この金額には修理基準にあるイヤーマールドの費用を含むものとする。）

2 助成額は1円未満を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 助成を希望する難聴児の保護者は、申請に際し、次の各号に掲げる書類を豊橋市

長に提出するものとする。

- (1) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）
- (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成についての意見書（様式第2号）
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号に規定する意見書は、身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師が作成したものとする。

3 第1項第3号に規定する見積書は、本市の補装具費支給制度における代理受領申出書の提出がある補聴器取扱業者作成のものとする。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成の必要があると認めた場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。また、審査により補聴器購入費等の助成が不適当と認めた場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入費等却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をするときは、あわせて軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券（様式第5号）及び代理受領に係る委任状（様式第6号）を登録業者に交付するものとする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、利用者負担額を直接登録業者に支払うとともに、登録業者に対し、助成金の受領の権限を委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた登録業者は、価格から利用者負担額を減じた額を助成券及び代理受領に係る委任状に請求書を添えて市長に請求するものとする。

3

（用具の管理）

第8条 この要綱に基づいて助成を受けた者は、当該補聴器を目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反したときは、当該助成の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

